

声 明

2006年12月2日

住基ネット差し止め訴訟をすすめる関西の会
代表 生田勝義・太田隆徳・松浦米子

2006年11月30日、大阪高等裁判所第7民事部は、箕面市・吹田市・守口市に対し、住民基本台帳から控訴人（住民）らの住民票コードを削除するよう命じる画期的な判決を言い渡した。

判決は、住基ネット制度には個人情報保護対策の点で無視できない欠陥があるとし、住基ネットによって、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険があると認定した。そして、住基ネットの運用に同意しない住民らに対して住基ネットを運用することは、その住民らの人格的自律を著しく脅かすものであり、住民らのプライバシー権を著しく侵害するものであると断罪したのである。

本判決は、私たち関西の会が取り組んでいる訴訟に対するものではないが、判決が指摘している制度の「欠陥」や、それによるプライバシー権の侵害は、まさに私たちが裁判で主張しているところのものでもある。私たち関西の会も、本判決を活かし、私たちの裁判においても勝訴判決を勝ち取るべく全力を尽くす決意である。

あわせて箕面市・吹田市・守口市はもちろん、他の市町村に対しても、本判決を重く受け止め、住基ネットの運用に同意しない住民の住民票コードを、住民基本台帳からすみやかに削除するよう求めるものである。

以上